

令和8年度 弘前市農業持続化・効率化対策事業公募要領

1 目的

この要領は、持続可能な地域農業の維持・発展のため、当市の基幹産業を担う中心的な担い手のほか、農業を支える多様な担い手を支援し、農地の集約化や地域農業の活性化を図る弘前市農業持続化・効率化対策事業費補助金の公募にあたり、必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は、令和8年3月市議会定例会における予算案の成立をもって実施することとし、水田スマート農業機械導入メニューの公募については、別に定めるものとする。

2 公募期間

令和8年3月19日（木）から4月10日（金）まで

3 応募資格者

(1) 応募資格を有する者は、次のいずれかに該当するものであって、弘前市が定める地域計画（目標地図）に位置付けられる者（ただし、位置付けられない者であって、農業経営意向調査に回答した者も含み、②のウにあっては、構成員の全てが該当すること）であることとする。

①重点担い手枠

ア 市内に住所を有する認定新規就農者（応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和8年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること）

イ 市内に住所を有する認定農業者又は集落営農組織であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、拡大又は解消予定の場合にあっては、応募時点で貸借・取得予定の農地の地番が特定されていること。

(ア) 令和7年度に経営面積を拡大したもの又は令和8年中に経営面積を拡大する予定のもの。

(イ) 次のいずれかに該当する遊休農地解消者

a 令和6年度以降に貸借・取得した遊休農地（3親等以内の権利移動を除く。）を、令和7年度に解消していること、又は令和8年中に解消予定であること

b 令和7年度に「弘前市りんご放任園解消対策事業」により放任園を解消した、又は令和8年中に解消予定の補助事業者（団体の構成員を含む）であること

②多様な担い手枠

ア 市内に住所を有する農業者

イ 市内に本店を有する農業法人

ウ ア又はイで組織する団体（以下「農業者団体」という）

(2) 次の①～④のいずれかに該当する者は応募対象外とする。

①令和6年度及び令和7年度において納付又は納入すべき、以下に掲げる市民税等を滞納し、又は納付しておらず、事業の交付申請までに市税等の完納が見込めない者（農業者団体においては構成員のうち1者以上が滞納又は未納の場合を含む）

ア 個人である場合にあっては、市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並び

に賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

イ 法人である場合にあっては、法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

ウ 特別徴収義務者である場合にあっては、納税者から徴収した市県民税

- ②同一の補助対象経費について、国、県、市等の他事業を活用する者
- ③応募時点で別表ポイント配分表に記載する獲得ポイントの合計が、重点担い手枠においては5以下、多様な担い手枠においては3以下の者
- ④過去7年間（令和元年度から令和7年度まで）に実施された次のア～ケまでのいずれかの事業において、4の（1）及び（4）で導入を希望する機械と同種の機械で補助を受けていた者

なお、名称変更前の過去の事業を含むものとする。

ア 弘前市農作業省力化・効率化対策事業

イ 弘前市農地利用効率化等支援事業

ウ 弘前市担い手確保・経営強化支援事業

エ 弘前市新規就農者経営発展支援事業

オ 産地生産基盤パワーアップ事業

カ 青森県環境変化に対応した水田農業基盤強化事業

キ 弘前市野菜・花き産地育成事業

ク 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

ケ 集落営農連携促進等事業

- (3) 応募後に（2）に該当することが確認された場合、当該応募は無効とする。

4 事業内容

(1) 農業機械導入

農業経営に要する機械で、重点担い手枠においては事業費税込み50万円以上、多様な担い手枠においては事業費税込み10万円以上かつ耐用年数が4年以上（中古の機械にあっては、2年以上）のもの1台分（用途が増えない範囲で本体付属のオプション等を含む）の購入及び設置に要する経費の一部を支援する。

ただし、次の①～③の機械については、支援対象外とする。

①スピードプレーヤー

②パソコン、運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、ホイールローダー（アタッチメント含む）、除排雪に要する機械等の農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いもの

③水田（土地利用型作物（水稻、麦、豆類、子実用とうもろこし）で利用するスマート農業機械（自動操舵システム、自動飛行ドローン、直進アシスト機能付き田植え機、水管理システム）

(2) 農業用ハウス整備

販売用の農作物の栽培に主たる目的として使用され、その大部分を当該栽培に恒常的に供する農業用ハウス（雨よけ、育苗のみを目的とするもの又は車庫及び資材等の保管を目的とするものを除く。）で、事業費税込み50万円以上のもの1棟分の整備に要する資材費（中古含む）、施工費（既に所有している農業用ハウスに係る修繕、解体等に要する経費及び自主施

工に係る経費を除く。)、資材の配送料及び諸経費等の経費の一部を支援する。

(3) 集出荷環境整備

事業費税込み10万円以上の荷捌き場や作業道の整備に係る弘前市内のは場1か所分のコンクリート舗装又はアスファルト舗装(施工規模等により、農地の用途を変更する必要がある場合は、当該変更のために必要な関係法令に基づく確認又は手続を交付申請までに行うこと。また、施工予定箇所の上部にすでに構造物がある又は同時に設置する場合及び、砂利舗装による整備は補助対象外とする)に要する経費の一部を支援する。

※自主施工に係る材料費及び配送料以外の経費は支援対象外とする。

※敷板等の設置によるは場の荷捌き場や作業道の整備を行う場合は、敷板等が容易に浮遊等しないよう固定する場合に限り、補助対象とする。

(4) 農作業安全対策

安全機能を備えている又は導入により農作業事故の低減に繋がる次に掲げる農業機械で、事業費税込み10万円以上かつ耐用年数が4年以上(中古の機械にあつては、2年以上)のもの1台分(用途が増えない範囲で本体付属のオプション等を含む)の購入及び設置に要する経費の一部を支援する。

- ① ロボット草刈機(丸葉の樹園地に設置する場合のみ)
- ② ラジコン草刈機
- ③ 法面草刈機
- ④ アシストスーツ
- ⑤ 安全キャブ又は安全フレームを備えたトラクター等(ただし、4の(1)の③に掲げるものを除き、後付けも含む)
- ⑥ その他市長が認めるもの

5 補助率・補助上限額

(1) 重点担い手枠

① 農業機械導入

補助率：購入経費及び設置費(税抜金額)の2分の1以内(上限額：1,000千円)

② 農業用ハウス整備

補助率：整備費(税抜金額)の2分の1以内(上限額：1,000千円)

(2) 多様な担い手枠

① 農業機械導入

補助率：購入経費及び設置費(税抜金額)の3分の1以内(上限額：300千円)

② 集出荷環境整備

補助率：施工費(税抜金額)の3分の1以内(上限額：250千円)

③ 農作業安全対策

補助率：購入経費及び設置費(税抜金額)の2分の1以内(上限額：500千円)

6 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募用紙(様式第1号)

- ② 参考見積書（1者分、原則弘前市内の業者とする。）
- ③ 獲得ポイント確認書類（別表に記載の書類）
- ④ 【農業機械導入または農作業安全対策】導入する機械のカタログ及び中古の場合にあっては、製造年月日がわかるもの
- ⑤ 【農業用ハウス整備または集出荷環境整備】実施場所が分かる位置図
- ⑥ 【法人又は農業者団体】定款又は規約
- ⑦ 【農業者団体のみ】構成員名簿

(2) 提出先

弘前市農林部農政課（市役所前川本館3階）

(3) 提出方法

上記提出先へ持参により提出。

(4) 受付時間

公募期間における平日（祝日を除く。）の8時30分～17時00分まで

7 採択候補者の選定

- (1) 応募額の合計額が予算額を上回る場合は、採択候補者はポイント制により選定を行うことを基本とし、その選定方法については別に定める。
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに全ての応募者に書面で通知するものとする。

8 その他

農業用ハウス整備にあっては、整備する農業用ハウスについて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加すること。

(別 表) ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	認定新規就農者	1	応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和8年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること	なし（市で確認）
2	遊休農地の解消 (いずれか1つ)	1	①令和6年度以降に貸借・取得した遊休農地（3親等以内の権利移動は除く）を、令和7年度に解消していること、又は令和8年中に解消予定であること ②令和7年度に「弘前市りんご放任園解消対策事業」により、放任園を解消した、又は令和8年中に解消予定の補助事業者（団体の構成員含む）であること ※解消予定の場合は農地の地番を特定していること	なし（①は農業委員会で確認）
3	認定農業者等	1	①応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和8年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。 ②青年等就農計画の有効期間が令和7年度中であり、かつ、令和8年度中に農業経営改善計画の認定申請予定ということが確認できること	①なし（市で確認） ②確約書
4	青色申告者	1	応募時点で、令和8年分（法人の場合は、応募日の属する事業年度）からの青色申告承認申請書を提出していること、又は令和7年分（法人の場合は、直近の事業年度）の確定申告書（青色）を提出していること	青色申告承認申請書、又は確定申告書（青色）控え （電子申請の場合は受信通知を添付） 収入保険加入者は不要
5	収入保険加入者 果樹共済加入者 農作物共済加入者 園芸施設共済加入者 (いずれか1つ)	1	応募時点で、下記のいずれか1つに加入していること、又は③については令和8年中に加入予定であること ①令和8年産の農作物に係る収入保険 ②令和8年産の農作物に係る果樹共済 ③令和8年産の農作物に係る農作物共済 ④令和8年産の農作物に係る園芸施設共済	加入済： ①なし（市で確認） ②④共済加入申込書兼変更届出書控え等 加入予定：なし
6	健診（検診）の受診者	1	令和7年度中に健診（検診）を受診していること、又は令和8年度に受診予定であること（法人は代表者分）	健診（検診）受診の領収書又は結果通知書等 （受診予定の場合は予約票等）
7	農業経営の複合化	1	令和7年産の農作物を複数品目生産し、かつこれらを販売していること （例：水稻+大豆、りんご+水稻、りんご+桃、等）	確定申告に係る収支内訳書、決算書（複数の作物に係る収入が確認できる場合のみ加点）
8	狩猟免許取得者	1	応募時点で、有効期間内の狩猟免許を取得していること	・弘前市鳥獣被害対策実施隊加入：なし（市で確認） ・未加入者：狩猟免状

9	環境負荷低減に向けた取組の実施 (いずれか1つ)	1	①令和8年中に交信かく乱剤(コンフューザーR等)、緑肥又は堆肥を使用すること ②令和7年度以降に土壌分析を実施していること、又は令和8年中に実施予定であること、若しくは令和8年秋に稲わらのすき込みを実施予定であること	実施済: ①領収書又は発注書の写し等 ②分析結果、領収書等 実施予定:なし
10	経営面積の拡大	1	令和7年度に農業委員会の許可等を受けて貸借・取得した農地があること、又は令和8年中に貸借・取得予定であること(いずれも3親等以内の権利移動は除く) ※1 貸借・取得予定の農地については地番を特定していること ※2 50a(露地作物・果樹は10a、施設園芸作物は5a)以上	なし(市で確認)
11	農作業安全講習会の受講者	1	令和8年度に市主催の農作業安全講習会を受講すること	なし(市で確認)
12	集落座談会(協議の場)の参加者	1	令和7年度に開催した集落座談会(協議の場)に参加していること	なし(市で確認)

※申請者が農業者団体にあつては、各項目において構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点する。

※No.2、5の③、9、10、11について、今後取り組むこととしてポイント化し、採択された場合は、その項目の取組を完了するまで交付申請できない。